

令和5年第4回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年4月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第4回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年4月27日（木） 午後3時00分から 午後3時58分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 第一委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第4回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第4回朝霞市農業委員会総会

令和5年4月27日（木）
午後3時00分から
午後3時58分まで
市役所別館2階 第一委員会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

9番 渡邊 忠委員 10番 高麗 俊一委員

3 提出議案

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第16号 農地法利用集積計画の決定について

4 諸報告

(1) 報告第3号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（18人）

会	長	高橋	隆		
会	長	代	理	秋山	磨弥
委	員	橋本	広明		
委	員	栗原	昌章		
委	員	石原	実		
委	員	富岡	勇一		
委	員	高野	正芳		
委	員	渋谷	昇		
委	員	渡邊	忠		
委	員	高麗	俊一		
委	員	高橋	秀明		
委	員	千田	理恵子		
委	員	野島	一		
委	員	須田	哲也		
委	員	蕪木	勝美		
委	員	高野	政江		
委	員	浅川	秀雄		
委	員	小寺	昌		

欠席委員（2人）

委	員	金子	靖彦
委	員	高橋	吉久

事務局

事	務	局	事	務	局	長	星加	敏昭
事	務	局	局	次	長		増田	高志
事	務	局	専	門	員		佐藤	たかみ
事	務	局	主	任			佐藤	辰準

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・星加事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和5年第4回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長お願いいたします。

○高橋会長

みなさんこんにちは。

農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。

コロナウイルス感染者も少なくなり、マスクも任意で着用ということですが、3年間の習慣もあり私も含めなかなか外せずしております。コロナ禍においてマスク着用が一番変わったことで、その次にタブレット端末の導入が進んだことであります。特に医療機関、飲食店では導入が早かったです。そこで我々農業委員会にもタブレット端末がいよいよ導入されるそうです。今まで農地の調査でも農地用の地図を持って行き、ここは赤丸だとか、ここは緑の丸だとかを区分けし、それを事務局が位置をパソコンに入力するという方法をとっておりましたが、タブレット端末の導入により事務局の入力の手間が省けたり、農地を借りたい方も見られたり、GPS機能やカメラなども付いているようです。最初は慣れなくて戸惑うこともあると思いますがスマートフォンの大型版だと思って取り組んでもらえたらと思います。

それでは、本日も提出議案が2議案ほどありますのでよろしくお願いいたします。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

タブレット端末ですが、計6台ありまして、SIMカードが先日届き使えるようになりました。ご案内が遅くなり申し訳ございません。次回の運営委員会までにある程度お示ししたいと考えていますのでよろしくお願いいたします

それでは、これ以降の議事進行を会長よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20名中18名でございます。朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

◎議事録署名委員の指名について

○高橋会長

始めに、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。
9番 渡邊 忠 委員と10番 高麗 俊一 委員のお二人にお願いいたします。

◎議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

○高橋会長

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

議案第15号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・増田事務局次長

それでは1ページをご覧ください。

議案第15号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
令和5年4月27日提出。

番号1

土地の所在地、大字宮戸字■■■■■

登記地目、田 現況地目、畑

登記面積、1, 720平方メートル

譲受人(ゆずりうけにん)、

和光市■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■■

譲渡人(ゆずりわたしにん)、

宮戸■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 持分2分の1

宮戸■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 持分2分の1

譲受理由、経営規模拡大。

譲渡理由、経営規模縮小。

譲受人耕作面積、5, 566平方メートル。

家族数、6人。うち耕作者数3人。

調査説明委員、須田 哲也委員。

番号2

土地の所在地、大字宮戸字■■■■■

登記地目、田 現況地目、畑

浜崎■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ 持分2分の1

譲受理由、経営規模拡大。

譲渡理由、経営規模縮小。

譲受人耕作面積、5, 566平方メートル。

家族数、6人。うち耕作者数3人。

調査説明委員、須田 哲也委員。

番号5

土地の所在地、大字溝沼字■■■■■■■■■■

登記地目：田 現況地目：畑 登記面積：866平方メートル

譲受人（ゆずりうけにん）、

仲町■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

譲渡人（ゆずりわたしにん）、

溝沼■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■

譲受理由、経営規模拡大。

譲渡理由、経営規模縮小。

譲受人耕作面積、11, 355.38平方メートル。

家族数、3人。うち耕作者数3人。

調査説明委員、渋谷 昇委員。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

なお番号1～4番は、3月総会からの継続審議となっております。

以上でございます。

○高橋会長

それでは、議案第15号の1番、2番、3番、4番につきましては、譲り受け人が同一世帯のため、一括で審議いたします。

須田 哲也 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。農地法第3条の規定による許可申請は、前回3月総会で継続審議となっております。

4月6日に、事務局次長の増田さんと二人で和光市の譲受人予定のお宅に伺い、話を聞いて来ました。朝霞市で既に譲り受けた農地及び譲り受ける予定の農地については、柿を中心に耕作を行っていく意思があるとの話でした。

過去に農地法3条で譲り受けた3ヵ所の農地について、管理をしっかり行ってほしいとの要請に対しては、その後、トラクターで畝っていただきことを確認しております。

また、作付計画書の1年目が土づくりとなっている件については、岡の農地は、掘ると水が出るので、状況が安定するまで、土づくりは難しいとのことでした。

浜崎の農地については、朝霞市農業委員会の指摘を受け、4月24日に、たい肥として鶏糞を入れ、提出された状況写真を確認しております。宮戸の農地についても、同様に土づくりを進め、耕作も行われるものと思われます。ただ土づくりに鶏糞を使用する事が正しいのか私も柿の栽培についてはよくわからないので埼玉県さいたま農林振興センター農業支援部に聞いてみたところ、柿の土づくりには牛糞たい肥をたっぷり入れ、土をふかふかにして根はりを良くすることが大事だそうです。鶏糞は実がついてから肥料として使用するものだと伺いました。だとすると今回の■■さんが行ったことは柿栽培の土づくりの手順に沿っていないやり方になります。種苗会社の協力を得ているにもかかわらず、埼玉県の見解とは一致していません。

申請地の位置ですが2ページと4ページをご覧ください。

番号1と番号2の場所からご説明いたします。朝霞駅東口から花ノ木交差点方向へ進み新盛橋手前の内間木公民館前交差点を左折します。

400メートルほど進むと右側に旧あさか野農協内間木支店がありますので、そこを斜め右に入り朝霞第五中学校方面へ進みます。武蔵野線の高架の下を通り過ぎて最初のT字路角にカツマタという会社があるのでそこを右折すると60メートルほど先の右側に番号1と番号2の申請地があります。

次に6ページと8ページをご覧ください。

番号3と番号4の場所ですが朝霞第3小学校の西側の農道に校門があり、校門からハートピア方面に90メートルほど進んだ右側の畑が番号3の申請地です。

さらに番号3の申請地から40メートルほど先の十字路を左折し次の十字路の奥右側から2枚目の畑が番号4の申請地です。

朝霞市農業委員としては■■さんが本当に柿栽培をしっかりやっていく意思があるのか確認をしていく必要があると思います。

本来入れるべき牛糞たい肥でなく安い鶏糞を入れるということに、疑問が残ります。岡の農地にしても水はけが悪いから状況が安定するまで難しいと言っていますが、何らかの対応をしていただきたいです。しかも農地を取得してからもう2年もたつというのにいまだに定植できる見込みがありません。本来ならばあの手この手を使って一日も早く定植できるように努力してほしいです。やはりここはせつかく朝霞の農地を取得されたのですからしっかり耕作していただくために定植までの工程表を提出してもらい、今後の作業工程をはっきり見せてもらい牛糞たい肥を投入されるまでは

承認するべきではないと思いますが、私としてはみなさんのご意見も伺ってここで許可とするか、土づくり着手までは継続審議とするか、その他の判断をするか農業委員の皆様に諮りたいと考えております。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第15号1番、2番、3番、4番につきまして、何かご質問がございますか。

○高野委員

ただいま須田委員が本人と会って現況耕作状況を確認してきたところ、柿を定植し、収穫されることが確認できる状態でないと発表されました。この案件についてはもう少し様子を見たほうがいいと私は思います。以上です。

○高橋会長

はい、他にご質問、ご意見いかがでしょうか。

なければ高野委員の意見にもありましたように、もう少し譲受人の方がちゃんと行動を起こしてからでないと難しいということでもう一回継続審議ということでもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○高橋会長

異議なしということですので、この議案、議案第15号1番、2番、3番、4番につきまして、継続審議といたします。

○事務局・増田事務局次長

ただいま継続審議となった件ですが、こちらのほうから今回の結果を報告するにあたり、何をすればいいのかと聞かれると思うので、今発表のなかにあったような牛糞たい肥による土づくりをして今回の申請の場所、前回の申請のまだ手がついていない場所のすべての工程表をしっかりと作ってもらおうということで朝霞市の農業委員会にはそれが進めばおそらく認められると思いますと伝えて大丈夫でしょうか

○高野委員

須田委員の発表だと2年前に他の土地を取得して、現状まだ手を加えていないということなので、今回そのまま承認してしまうと前回の二の舞になると危惧しています。もう少し検討したほうがいいと思います

○千田委員

どこまでやったら認めるかという基準を今ここで決めたいということだと思うのですが、私は柿の木のことにはよくわからないのですが、牛糞を入れてから柿の木を植えるまでにかなりの期間を置かないといけないのですか。私としたら柿を植えたらという基準がいいと思うのですが。

○事務局・増田事務局次長

冬に植える決まりがないのであれば、早目に柿の木を植えるようにも提案できます。

○栗原委員

2年前の土地にも手がついていないということか。

○事務局・増田事務局次長

2年前の土地は、岡と宮戸と浜崎の3か所であり、浜崎に鶏糞を入れています。

○栗原委員

その前のところが手がついていないということか。それで合計5566平方メートルなのか。

○事務局・増田事務局次長

5566平方メートルは、他にも含めた全体の面積です。

○橋本委員

和光市の方でやってらっしゃるから、和光市にも畑をお持ちではないのか。そちらはきれいなのでしょう。そこが出来ていなければ朝霞の方に手が回るはずがない。

○栗原委員

生産をあげているという証拠はもらえないですか。個人情報ですか。

○事務局・増田事務局次長

確認できるかも含めて確認します。申し訳ありません。

○高橋会長

他にございませんか。

○千田委員

本人の同意があれば和光市の農業委員に聞くことはできると思うので、本人の同意を得て和光市の農業委員に聞くのがよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

○事務局・増田事務局次長

それで進めてみます。

○高橋会長

それではそういう方向でよろしいでしょうか。

○高橋会長

次に、議案第15号の5番につきまして渋谷 昇 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○渋谷委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は4月13日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該(とうがい)規定の制限に申請地並びに譲(ゆず)り受(う)け人が該当(がいとう)するか否(いな)かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人は現在も所有する農地はすべて耕作されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、農業経営状況調査においても年間250日農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲り受け人の世帯は113aの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地は、きゃべつ等の露地野菜を作付けする予定とのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約10分であり問題ありません。

申請地の位置ですが、10ページをお開きください。

朝霞市役所から膝折方面に進み、本町1丁目の交差点を右折し城山通りに入ります。700メートルほど進み「溝沼6丁目」という交差点を左折します。1キロほど進むと右側のJAあさか野、その先の「弁財坂下」という交差点を左折します。300メートルほど進み、朝霞3中グラウンドの先を左折し、20メートル入った右手の畑が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第15号5番につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

○高橋会長

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長

ご異議がないようですので、議案第15号5番につきましては、許可と決しました。

◎議案第16号農地法利用集積計画の決定について

○高橋会長

次に、議案第16号「農地法利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・増田事務局次長

それでは12ページをご覧ください。

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

令和5年4月27日提出。

番号1

利用権の設定を受ける者

和光市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

農園や収穫体験園として、すべて耕作されており、不耕作地はございません。

次に、利用権の設定を受ける者が地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれるか否(いな)かですが、提出された営農計画書及び確約書等から見込まれます。また、以前に利用していた■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■とも引継ぎを行っており、これまでに引き続き、周りの農業者と協力しながら農業経営を行っていきます。

次に、利用権の設定を受ける者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか否(いな)かですが、提出された営農計画書から認められます。

申請地の位置ですが、13ページをお開きください。

朝霞駅東口から秋ヶ瀬通りをさいたま市方面に2.7キロほど進みます。「内間木公民館前」という交差点に差し掛かりますので、そこを左折します。内間木公民館を過ぎて、最初に左折する道に入り、120メートルほど進んだ右側の畑が申請地です。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第16号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

○高橋会長

ご質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長

ご異議がないようですので、議案第16号につきましては、決定することに決しました。

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。報告第4号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても、事前に配付しております。

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、5月25日（木）午後3時からです。場所は、市役所別館2階、全員協議会室となります。

◎閉会

○高橋会長

本日の日程はすべて終了いたしました。

○高橋会長

以上をもちまして、令和5年第4回農業委員会総会を終了いたします。
ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

9番委員 渡邊 忠

10番委員 高麗 俊一

令和5年4月27日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員